

産業保健法学会認定資格者の取扱いに関する細則

一般社団法人産業保健法学会（以下、「産保法研」という）は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という）と趣旨を同じくし、その活動に連続性があること、同研究会が発行した資格（メンタルヘルス法務主任者資格、産業保健法務主任者資格。以下、「産保法研資格」という）の認定に際しては、高度な試験が課されてきたことから、学会が認定する産業保健法学に関する資格（以下、「資格」という）の認定に際して、一定の優遇措置を講じることとし、その内容を以下に定める。

1. 学会は、産保法研資格の取得者について、以下のように取り扱う。

一 産保法研有資格者（資格取得試験成績 80 点以上）

認定の申請を行い、資格制度運営委員会（研修委員会）が認めた者に、資格を認定する。

二 産保法研有資格者（資格取得試験成績 70 点以上）

学会が指定する研修講座を 8 単位分受講し、認定の申請を行い、資格制度運営委員会（研修委員会）が認めた者に、資格を認定する。

三 産保法研有資格者（資格取得試験成績 70 点未満）

学会が指定する研修講座を 16 単位分受講し、認定の申請を行い、資格制度運営委員会（研修委員会）が認めた者に、資格を認定する。

2. 前項の優遇措置を受けられるのは、2020 年 10 月 31 日時点で資格を維持し、学会発足後 3 ヶ月以内に会員となり、同じく 2 年以内に、必要な場合には所定の単位を取得して、申請した者に限る。

申請に際しては、産保法研が発行した、資格を維持していることを証する証書ないしそれに代わるメール文面を PDF にしたものを、学会が専用ウェブサイトで指定する方法で、学会事務局に提出しなければならない。

本規程の改廃は、資格制度運営委員会（研修委員会）が議決する。

附則

本規程は 2020 年 11 月 1 日より施行する。